いじめ防止対策基本方針

静岡県立天竜特別支援学校

第１　いじめ防止等のための基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても、子どもが心身の苦痛を感じた場合はいじめに当たると判断する。

２　いじめの理解

いじめは、障害の有無に関わらず、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。特に本校の児童生徒は、病気治療をしながら学ぶ児童生徒であることから、特別な配慮と支援が必要である。ものの見方や考え方の特性から、見たまま感じたままを口にして相手を不快な気持ちにさせてしまったり、フラッシュバックにより過剰に反応してしまったりして、トラブルに発展してしまうこともある。一見、いじめに見えることでも、病状や特性による行為とも考えられる。すぐに判断せず、取り巻くいろいろな背景も考慮に入れ、丁寧な見取りをしていくことが必要である。また、問題となるあらわれに対しても、個別面談や自立活動の中でＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）を行うなど、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、自己理解、他者理解を促し、対人スキルを育てるような対応が求められる。

３　基本的な考え方

（１）いじめの未然防止

いじめの未然防止のために、日々の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の好ましい人間関係を築く力、豊かな心を育てる。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめは、早期発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童生徒の信頼関係を構築し、学校、家庭、隣接する天竜病院、その他治療を受けている医療機関、地域等が連携し小さな変化を見逃さないように努める。いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。

（３）関係機関との連携

学校だけでは解決が困難な事案に関しては、児童相談所などの地域の関係機関、警察等との連携が不可欠になる。連携を図るためには日ごろから情報交換をしておくことが必要となる。

第２　いじめのための対策組織

１　いじめ防止対策委員会の設置

本校では、各種委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止に関する基本方針に沿っていじめ防止対策、いじめ発生時の対応を行う。

２　構成員

校長、副校長・教頭、各部主事、生徒指導課長、人権教育担当、養護教諭、（ＰＴＡ会長）

（必要に応じて、学級担任等関係の深い教職員の追加、心理・福祉に関する専門家等に協力を求める）

第３　いじめの防止のための対策

１　未然防止

（１）道徳教育の充実

道徳の年間指導計画の中にいじめに関連する内容を組み込んで計画的に指導し、他人を思いやる心や人権意識を高めることで「いじめをしない、許さない」という心を育て、いじめの未然防止に努める。

（２）子どもの自主的活動の場の設定

自立活動の中でＳＳＴを行い、体験の中で自ら考えながら自己理解・他者理解を深め、人との適切な関わりを学ぶことができるようにする。

（３）医療機関との連携

本校では、病気やこれまで重ねてきた経験のために自己肯定感が低い児童生徒が多い。天竜病院や他の医療機関から提供された情報を児童生徒理解に生かすとともに、特性に応じた支援についてアドバイスをいただく。

（４）自己肯定感を高める

学校においては、生活全般の中で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれが認め合えるような環境づくりを行う。また、児童生徒が成功体験を積めるような機会を設定し、教員が児童生徒のよいところを認め、温かい言葉掛けや称揚をすることで児童生徒が自己肯定感を高められるようにする。

（５）教職員の資質向上

職員に対しては、夏休みに外部講師を招いての人権教育研修会を行うとともに、自らの子どもへのかかわりについて振り返るアンケートを実施し、人権に対する意識を高める。年度初めにいじめ防止対策基本方針について周知する研修会を設定し、いじめの防止や、万が一、起きてしまった際の対応について、全教員が理解できているようにする。

（６）学校評価による取り組みの改善

小中学部は、転入から１か月の時点と転出時に、高等部は７、11、２月に児童生徒対象にアンケートを実施する。その結果を集計し職員に周知し、共通理解を図るとともに、必要に応じて対策を検討する。

2　いじめの早期発見・早期対応

（1）日々の観察

ア　児童生徒の様子に常に目を配るとともに、家庭や天竜病院、他の医療機関とも連携し、「いじめのサイン」と考えられる、わずかな変化や表れを見逃さないようにする。

イ　日記指導を通して児童生徒の心身の状態をつかむ。高等部では、担任と生徒で日記交換を行う場合もある。

ウ　他者への暴言や互いの行為がそのままいじめであると決めてしまうのは、本校の児童生徒の特性から難しい場合がある。また、受けた側にも誤解が生じている場合もあるので、日々の観察を通して慎重に実態を把握する必要がある。

（2）いじめの相談窓口と相談体制

ア　いじめの相談や通報の窓口は、担任、又は、教頭とする。
保護者に対しては担任が面談を通して相談を行うことに加え、養護教諭など担任以外の職員や他機関とも相談できるという情報をHPなどを利用し発信していく。児童に対しても同様に相談や通報の窓口が開かれており、自身で発信しにくく会話が不得手であるなどの場合は、個別に相談の場を持つ等で対応していく。相談者が心を打ち明けて安心して話せる人的環境があることを周知しておくことで、いじめがより発見しやすく、より早期に対応できるようにしていく。

イ　自立活動の個別面談の場で日常生活の振り返りとともに、いじめの有無についても聞く。

ウ　高等部では、部主事が年度末に生徒全員に対し個別面談を行う。

（3）関係機関との連携　病棟との連携

いじめだけでなく、対人関係のトラブルや、衝動コントロールの困難などの精神的な問題に対しては、隣接する天竜病院や他の医療機関の医師や心理士と連携した指導を行う。

（4）欠席対応の基準

理由不明の欠席があった場合	・担任から電話連絡をし、理由を確認する。連絡がつかない場合は管理職と相談し対応を検討する。
いじめと疑われる欠席が５日以上続いた場合	・いじめ防止対策委員会を開き、対応を検討する。

※把握すべき事実確認　聞き取りシート　別紙１

・いつ、どこで起こったのか。・・・時間と場所の確認
・誰が誰をいじめているのか。・・・加害者と被害者の確認
・どんな内容のいじめか。・・・いじめの内容の確認
・いじめのきっかけは何か。・・・いじめの背景と要因
・いつごろから、どのくらい続いているのか。･･･いじめの期間

３　いじめに対する処置

（１）いじめを認識した教員は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、そのときその場でいじめを防止するとともにいじめに関する適切な指導を行う。

（２）学級担任、学年主任に連絡し、「いじめ防止対策委員会」に報告する。
連絡体制や対応については、図（校内におけるいじめ対応の流れ図）の通り。

（３）被害生徒への支援
必要に応じて、いじめを行った生徒（以下、「加害生徒」という）をいじめを受けた生徒（以下、「被害生徒」という）が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、被害生徒が安心して教育を受けられるように支援する。また、被害生徒は、心に深い傷を負うケースが多く、関係機関への相談を促すなど、生徒の心の継続的ケアにも十分注意する。

（４）加害生徒への指導
加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
加害生徒も心の傷を負っていることが多いので、慎重かつ適切な対応を心掛ける。

（５）保護者への対応
被害生徒及び加害生徒の保護者に対しては、速やかに事実を伝え、指導方針と具体的対策を示して、双方の間で争いごとが起こることのないよう必要な措置をとる。

（６）関係機関との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、警察に相談し、 連携して対応する。また、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。そのためにも日頃から 警察や相談機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

４　いじめの解消の定義

（１）いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態のこととととらえる。

第４　重大事態への対応

（１）重大事態と考えるケース

ア　いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〇児童生徒が自殺を企図した場合

〇身体に重大な障害を負った場合

〇金品等に重大な被害を被った場合

〇精神性の疾患を発症した場合等

イ　欠席の原因がいじめと疑われ、相当の期間（年間 30 日が目安を欠席しているとき。

ウ　子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

（２）重大事態への対応

ア　教育委員会に報告するとともに、ただちに「いじめ防止対策委員会」を開催し、事態の解決に向け、客観的な情報収集を行い、情報結果をもとに必要な指導及び支援を検討する。天竜病院及び他の医療機関の指示も仰ぐ。

イ　教育委員会の指導のもと、いじめを受けた子ども及びその保護者に前項の調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供する。

ウ　情報発信、報道対応については、対応窓口を一本化し、教育委員会と相談しながら、正確で一貫した情報提供を行う。個人情報の保護に配慮する。

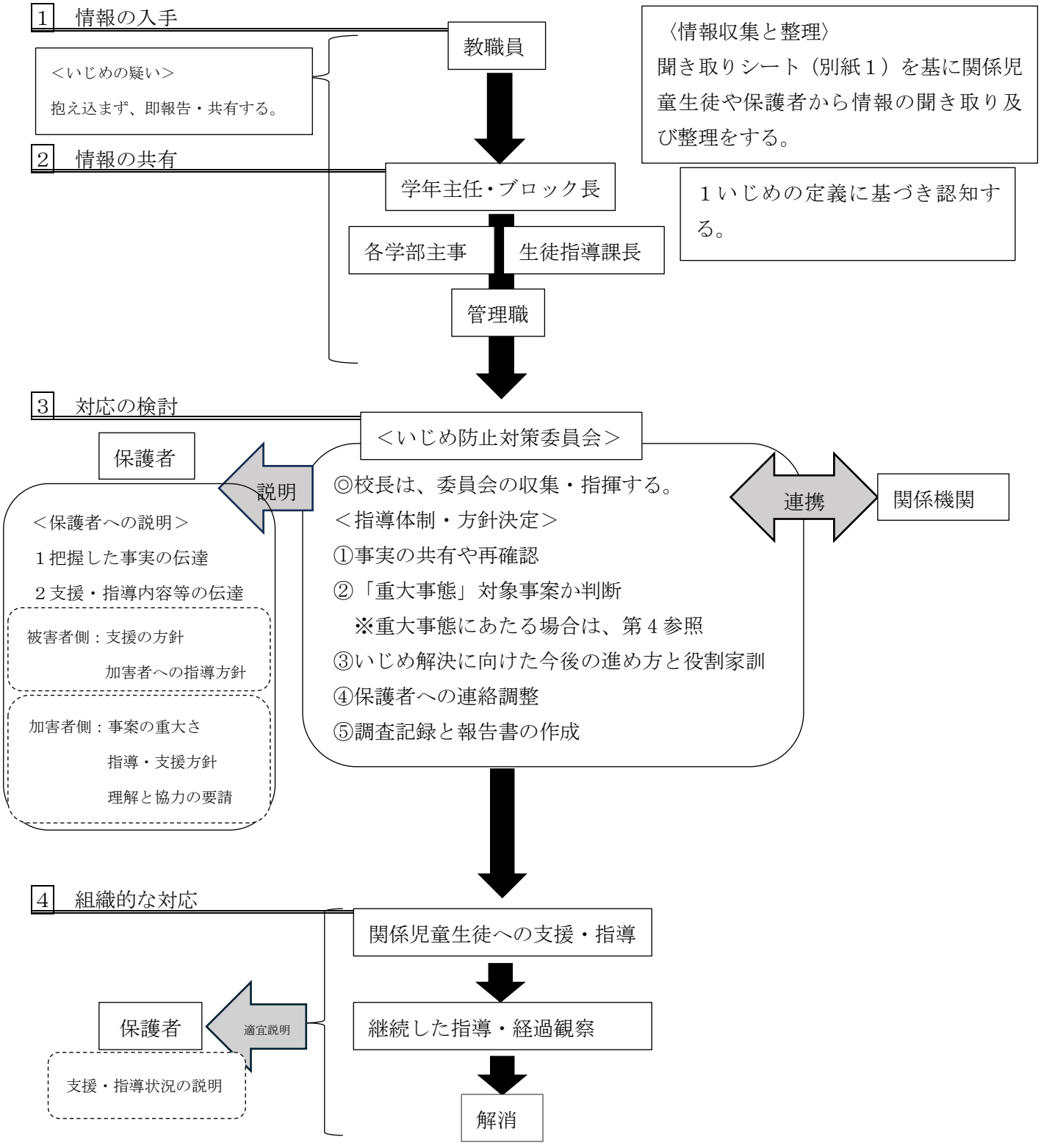
第５　いじめ防止基本方針の広報、啓発について

学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に保護者に対し説明する。途中転入の児童生徒の保護者には、転入時に説明する。

第６　いじめ防止の取り組みの評価について

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

【いじめ対応のフローチャート】



いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでいる状態

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態。

（平成 30 年改訂　静岡県教育委員会　静岡県いじめの防止等のため基本的な方針より）

概ね解消していると思われる事項であっても、再発防止のため、日頃の児童生徒の行動観察や言動への指導を引き続き注意深く行う必要がある。

〈いじめ防止対策委員会常会　年間計画〉

回	日にち	内容	備考
１	４月	今年度のいじめ対策基本方針の確認	※職員会議の中で職員全員で内容を確認する。
２	６月	いじめ対策基本方針を第１回コミュニティースクールで共有	
３	７月	学校生活アンケートの結果と聞き取り内容を共有	※メンバーは校長、副校長、生徒指導課長、各部主事、養護教諭等で確認する。
４	12 月	学校生活アンケートの結果と聞き取り内容を共有	※メンバーは校長、副校長、生徒指導課長、各部主事、養護教諭等で確認する。
５	２月	学校生活アンケートの結果と聞き取り内容を共有 来年度のいじめ対策基本方針の確認	※メンバーは校長、副校長、生徒指導課長、各部主事、養護教諭等で確認する。
６	３月	来年度のいじめ対策基本方針の確認	※職員会議の中で職員全員で内容を確認する。
随時	・いじめの相談や通報の窓口を担う。 ・必要な時（いじめがあった場合やいじめが疑われる場合等）には上の常会以外に、臨時にいじめ防止対策委員会を行う。		

平成 26 年４月１日　策定
令和４年４月１日　改訂
令和５年４月１日　改訂
令和６年４月１日　改訂
令和７年４月１日　改訂
令和８年４月１日　改訂

別紙１

※回覧前に学部主事から校長・副校長・教頭に口頭で報告

回覧	校長　副校長・教頭　事務長　学部主事（小・中・高）　学年主任・ブロック長 養護教諭　生徒指導課長

最終保管　生徒指導課（必要な個所でコピー保管を）

聞き取りシート

（ふりがな） 対象者氏名	加害　被害　その他（　　）	
	学部	
	学年・クラス	年　　組
	名前（ふりがな）	
聞き取り日時	令和　　年　　月　　日　（　　）　　午前・午後　　時　　分	
聞き取り者		
記録者		
トラブルの発生状況（発端・きっかけなど）		
いつ		
どこで		
誰から/誰が		
何をされたか/ 何をしたか		
その他		
対応		